

級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

1 行政職給料表

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	1,700	33.1
主任級	651	12.7
主査級	1,001	19.5
主任主査級	787	15.3
担当課長級	434	8.4
総括課長級	460	9.0
副部長級	80	1.6
部長級	26	0.5
合計	5,139	100.0

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	定型的な業務を行う職務	989	19.2	主事	598	主事級
				技師	219	
社会福祉主事	14					
児童福祉司	6					
相談調査員	2					
児童心理司	8					
心理判定員	2					
児童自立支援専門員	4					
農業普及員	7					
航海士	3					
機関士	7					
通信士	1					
書記	1					
講師	1					
事務職員	115					
行政専門員	1					
	計	989				
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	702	13.7	主事	411	主事級
				技師	212	
通信技師	1					
社会福祉主事	2					
児童福祉司	11					
相談調査員	1					
児童心理司	7					
心理判定員	3					
生活指導員	1					
児童自立支援専門員	3					
技術指導員	1					
農業普及員	13					
水産業普及指導員	2					
航海士	8					
機関士	7					
通信士	2					
書記	3					
講師	2					
少年補導員	2					
行政専門員	10					
	計	702				
3級	1 本庁又は委員会等の事務局の主査又は主任の職務 2 広域振興局又は出先機関の主査又は主任の職務 3 教育機関の主査又は主任の職務 4 警察本部又は警察署の係長の職務	701	13.6	主事	6	主任級
				技師	3	
主任	471					
主任講師	8					
機関士	1					
主任通信技師	1					
主任社会福祉主事	1					
主任障がい者福祉司	1					
主任児童福祉司	5					
主任相談調査員	1					
主任児童心理司	1					
主任心理判定員	1					
主任児童自立支援専門員	1					
主任技術指導員	5					
主任農業普及員	11					
主任林業普及指導員	2					
主任水産業普及指導員	1					
主任航海士	3					
主任機関士	3					
主任行政専門員	126					
課付（主任級）	4					
室付（主任級）	1					
主査	18					

				機関長	1	主査級
				文化財専門員	2	
				係長	22	
				課付（主査級）	1	
				計	701	
4級	1 本庁又は委員会等の事務局の主任主査又は困難な業務を行う主査の職務	1,240	24.1	主任	3	主任級
				主査	769	主査級
				科主任	3	
				主査講師	16	
	2 広域振興局又は出先機関の主任主査又は困難な業務を行う主査の職務			主査社会福祉主事	1	
				主査障がい者福祉司	2	
	3 教育機関の主任主査又は困難な業務を行う主査の職務			主査児童福祉司	6	
				主査相談調査員	1	
				主査心理判定員	1	
				主査児童指導員	1	
				主査技術指導員	1	
				主査生活指導員	1	
				主査児童自立支援専門員	1	
				主査農業普及員	40	
				主査航海士	2	
				主査通信士	1	
				主査建築専門員	10	
				出張所長	1	
				文化財専門員	2	
				主任航海士	2	
				主任機関士	1	
				係長	49	
				船長心得	2	
				船長	1	
				主査行政専門員	24	
				課付（主査級）	15	
				室付（主査級）	4	
				主任主査	241	
				上席講師	4	
				上席児童福祉司	3	
				上席児童心理司	1	
				上席技術指導員	2	
				上席農業普及員	10	
				上席林業普及指導員	1	
				上席水産業普及指導員	4	
				上席通信士	1	
				上席建築専門員	2	
				副主幹	8	
				課付（主任主査級）	1	
				室付（主任主査級）	2	
				計	1,240	
5級	1 本庁又は委員会等の事務局の担当課長、特命課長又は困難な業務を行う主任主査の職務	941	18.3	主任主査	378	主任主査級
				上席講師	8	
				上席児童福祉司	3	
				上席児童心理司	3	
				上席生活指導員	1	
				上席児童自立支援専門員	1	
				上席農業普及員	45	
				上席林業普及指導員	11	
				上席水産業普及指導員	2	
				上席機関士	1	
				上席建築専門員	1	
				上席スポーツ医・科学専門員	1	
				課長補佐	20	
				隊長補佐	1	
				警察署課長	9	
				機関長	2	
				副主幹	11	
				課付（主任主査級）	8	
				室付（主任主査級）	1	
				担当課長	96	
				特命課長	65	
				広域振興局課長	125	
				下水道事務所課長、その他の事務所課長	3	
				整備事務所次長、その他事務所次長	6	
				ダム管理事務所長	2	
				林務出張所長	1	
				東京事務所副部長	2	
				環境保健研究センター部長、その他のセンター部長	2	
				福祉総合相談センター課長、その他のセンター課長	18	
				児童相談所次長	2	
				産業技術短期大学校事務局次長	1	
				杜陵学園園長補佐	1	
						担当課長級

				准教授 17 高等技術専門校校長補佐 3 普及サブセンター所長 1 船長 2 県立学校事務長、その他の学校事務長 75 教育事務所課長 4 委員会事務局次長 1 課付（担当課長級） 5 室付（担当課長級） 1 所付（担当課長級） 1 計 941	
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の総括課長又は課長の職務 2 広域振興局又は規模の大きい出先機関の部長、室長又はセンター所長の職務 3 出先機関の長の職務 4 教育機関の困難な業務を行う事務長の職務 5 警察本部の課長の職務 6 主幹又は技術主幹の職務	228	4.4	総括課長 4 特命参事 4 調査監 1 職員育成監 1 総務事務センター所長 1 国際監 1 総括プロジェクト推進監 1 ふるさと振興監 1 地域連携推進監 1 本庁又は委員会の事務局の課長 38 広域振興局部長 1 広域振興局副部長 1 広域振興局審査指導監 6 広域振興局室長 7 広域振興局課長 5 管理主幹 3 地域振興センター所長、その他のセンター所長 6 土木センター副所長、その他のセンター副所長 3 整備事務所長、その他の事務所長 2 東京事務所部長 1 児童相談所長 1 教授 4 高等技術専門校校長 1 首席林業普及指導員 1 首席水産業普及指導員 1 県立学校事務長 1 サイバーセキュリティ対策官 1 部付（総括課長級） 4 局付（総括課長級） 1 主幹 68 技術主幹 57 計 228	
7級	1 本庁又は委員会等の事務局の高度の知識経験を必要とする総括課長又は課長の職務 2 広域振興局又は規模の大きい出先機関の高度の知識経験を必要とする部長、室長又はセンター所長の職務 3 重要な業務を所掌する出先機関の長の職務 4 教育機関の高度の知識経験を必要とする困難な業務を行う事務長の職務 5 警察本部の高度の知識経験を必要とする課長の職務	232	4.5	総括課長 43 特命参事 10 総括調査監 2 報道監 1 防災危機管理監 1 政策監 1 調整監 1 振興監 1 県産米戦略監 1 競馬改革推進監 1 本庁又は委員会の事務局の課長 20 広域振興局部長 12 広域振興局審査指導監 2 広域振興局室長 15 広域振興局課長 7 管理主幹 3 地域振興センター所長、その他のセンター所長 36 土木センター副所長、その他のセンター副所長 2 整備事務所長、その他の事務所長 5 東京事務所部長 1 消防学校校長 1 福祉総合相談センター部長、その他のセンター部長 2 児童相談所長 1 杜陵学園園長 1 産業技術短期大学校事務局長、その他の大学校事務局長 1 産業技術短期大学校部長 2 教授 2 高等技術専門校校長 2 生物工学研究所長 1 畜産研究所次長 1 農業大学校副校長 1 教育事務所課長 1 教育企画推進監 1	総括課長級

				図書館副館長 県立学校事務長 警察本部課長 科学捜査研究所長 警察本部室長 自動車運転免許試験場長 警察本部調査官 警察本部交通管制官 部付 局付 教育事務所長 総合教育センター部長 委員会事務局長	1 17 1 1 1 1 8 1 10 2 5 1 1				
				計	232				
8級	1 本庁の副部長、室長又は担当技監の職務 2 委員会等の事務局長の職務 3 広域振興局の副局長又は特に重要な業務を所掌する部の長の職務 4 規模の大きい出先機関の長の職務	80	1.6	副部長 副局長 室長 担当技監 広域振興局副局長 広域振興局部長 環境保健研究センター所長、その他のセンター所長 産業技術短期大学校副校長 農業大学校長 議会事務局長次長 教育次長 教育事務所長 委員会事務局長 理事心得 部付 参事 技術参事	8 4 12 6 9 4 2 2 1 1 1 1 1 3 7 16 2			副部長級	
				計	80				
9級	1 会計管理者又は本庁の部長の職務 2 特に重要な業務を所掌する委員会等の事務局長の職務 3 広域振興局の長の職務	26	0.5	会計管理者 部長 秘書広報室長 復興局長 理事 技監 広域振興局長 東京事務所長 委員会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局長	1 7 1 1 5 3 4 1 1 1 1			部長級	
				計	26				
10級	企画理事の職務	0	0.0						
				計	0				
	合計	5,139	100.0						

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

2 公安職給料表

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	777	36.3
主任級	568	26.5
係長級	520	24.3
課長補佐級	163	7.6
調査官・次長級	51	2.4
所属長級	39	1.8
参事官級	15	0.7
部長級	10	0.5
合計	2,143	100.0

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	巡査の職務	350	16.3	係員	350	係員級
				計	350	
2級	巡査長である巡査の職務	327	15.3	係員 主任	325 2	主任級
				計	327	
3級	1 巡査部長の職務 2 困難な業務を行う巡査長である巡査の職務	415	19.4	係員 主任 課付(主任級)	65 348 2	主任級
				計	415	
4級	1 警部又は警部補の職務 2 困難な業務を行う巡査部長の職務 3 特に困難な業務を行う巡査長である巡査の職務	574	26.8	係員 主任 係長 課付(係長級) 隊付(係長級) 課長補佐 分駐隊長 警察署課長 警察署幹部交番所長	37 216 291 3 2 2 1 20 2	係長級
				計	574	
5級	困難な業務を行う警部又は警部補の職務	362	16.9	係長 課付(係長級) 課長補佐 校長補佐 隊長補佐 検視官 指令官 センター所長 警察航空隊長 鉄道警察隊長 機動鑑識隊長 分駐隊長 課付(課長補佐級) 警察署課長	223 1 61 1 1 4 3 1 1 1 1 2 1 61	課長補佐級
				計	362	
6級	1 警視の職務 2 警察本部又は警察署の特に困難な業務を行う警部の職務	51	2.4	調査官 室長 指導官 広報官 交通事件事故統括官 交通聴聞官 警備管理官 警察学校副校長 警察署地域官 警察署刑事官 警察署交通官 警察署幹部交番所長 警察本部次長 副所長 副隊長 警察署次長 警察署警務課長	1 8 6 1 1 1 1 1 1 1 2 2 12 1 3 3 6	調査官・次長級
				計	51	
7級	1 警察本部の課長である警視の職務 2 警察署の署長又は副署長である警視の職務	39	1.8	警察本部課長 隊長 監察官 留置管理官 安全・安心まちづくり推進室長 警察署長 警察署副署長	11 4 6 1 1 3 13	所属長級
				計	39	
8級	1 警察本部の参事官である警視の職務 2 規模の大きい警察署の署長である警視の職務	15	0.7	参事官 監察課長 警察署長	6 1 8	参事官級
				計	15	

9級	1	警察本部の部長である警視の職務	10	0.5	参事官	5	部長級	
	2	警察本部の困難な業務を行う参事官である警視の職務			警察学校長			1
	3	警察学校の校長である警視の職務			警察署長			4
	4	特に規模の大きい警察署の署長である警視の職務						
合計			2,143	100.0	計	10		

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

3 教育職給料表（1）

（1） 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
講師級	716	17.8
教諭級	3,007	74.7
指導教諭級	57	1.4
副校長級	154	3.8
校長級	90	2.2
合計	4,024	100.0

（注） 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

（2） 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1 級	1 講師、助教諭、養護助教諭、実習教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の寄宿舎指導員の職務	716	17.8	栄養教諭	3	講師級
				講師	406	
養護助教諭	21					
実習教諭	140					
実習助手	45					
寄宿舎指導員	101					
	計	716				
2 級	1 教諭、養護教諭又は高度の知識経験を必要とする実習教諭の職務 2 特別支援学校の栄養教諭又は高度の知識経験を必要とする寄宿舎指導員の職務 3 教育機関（高等学校及び特別支援学校を除く。以下同じ。）の研修指導主事の職務 4 指導主事、経営指導主事、社会教育主事又は社会教育主事補の職務	3,007	74.7	教諭	2,742	教諭級
				養護教諭	89	
				栄養教諭	9	
				実習教諭	68	
				寄宿舎指導員	21	
				指導主事	14	
				経営指導主事	3	
				社会教育主事	6	
				社会教育主事補	11	
				研修指導主事	28	
				主査スポーツ振興専門員	11	
				主査講師	0	
				主任講師	3	
講師	0					
技術指導員	0					
課付（教諭級）	2					
	計	3,007				
特 2 級	指導教諭又は指導養護教諭の職務	57	1.4	指導教諭	56	指導教諭級
				指導養護教諭	1	
				計	57	
3 級	1 副校長又は教頭の職務 2 教育機関の部長又は主任研修指導主事の職務 3 警察学校の副校長の職務 4 主任指導主事、主任経営指導主事又は主任社会教育主事の職務	154	3.8	副校長	121	副校長級
				教頭	1	
				主任指導主事	14	
				主任経営指導主事	4	
				主任社会教育主事	0	
				総合教育センター、その他のセンター部長	2	
				主任研修指導主事	11	
				上席スポーツ振興専門員	1	
	計	154				
4 級	1 校長の職務 2 教育機関の長又は困難な業務を行う部長の職務 3 首席指導主事、首席経営指導主事又は首席社会教育主事の職務	90	2.2	校長	78	校長級
				首席指導主事	5	
				首席経営指導主事	1	
				総合教育センター所長、その他のセンター所長	2	
				総合教育センター部長	1	
				図書館長	1	
				農業大学校教育部長	1	
				首席スポーツ振興専門員	0	
				教育次長	1	
					計	
	合計	4,024	100.0			

（注） 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

4 教育職給料表（2）

（1） 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
講師級	568	7.2
教諭級	6,180	78.3
主幹教諭・指導教諭級	152	1.9
副校長級	523	6.6
校長級	468	5.9
合計	7,891	100.0

（注） 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

（2） 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	講師、助教諭又は養護助教諭の職務	568	7.2	栄養教諭 講師 養護助教諭 計	9 521 38 568	講師級
2級	1 教諭又は養護教諭の職務 2 指導主事、経営指導主事、社会教育主事又は社会教育主事補の職務	6,180	78.3	教諭 養護教諭 栄養教諭 指導主事 主査スポーツ振興専門員 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補 課付（教諭級） 計	5,539 439 93 76 0 1 25 5 2 6,180	教諭級
特2級	主幹教諭、指導教諭又は指導養護教諭の職務	152	1.9	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭 計	92 46 14 152	主幹教諭・指導教諭級
3級	1 副校長又は教頭の職務 2 出先機関の課長の職務 3 主任指導主事、主任経営指導主事又は主任社会教育主事の職務	523	6.6	副校長 上席スポーツ振興専門員 主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事 教育事務所課長 計	464 1 34 10 9 5 523	副校長級
4級	1 校長の職務 2 出先機関の困難な業務を行う課長の職務 3 首席指導主事、首席経営指導主事又は首席社会教育主事の職務	468	5.9	校長 首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 教育事務所課長 計	461 3 1 2 1 468	校長級
	合計	7,891	100.0			

（注） 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

5 研究職給料表

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	57	27.9
主任級	23	11.3
主査級	42	20.6
主任主査級	36	17.6
担当課長級	19	9.3
総括課長級	22	10.8
副部長級	5	2.5
合計	204	100.0

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	上級の研究員の指揮の下に研究を行う職務	16	7.8	技師	15	主事級
				専門学芸員	1	
				計	16	
2級	主任専門研究員又は専門研究員の職務	55	27.0	専門研究員	41	主任級
				主任専門研究員	12	主査級
				主査専門研究員	2	
				計	55	
3級	1 試験研究機関の部長又は室長の職務 2 上席専門研究員、主査専門研究員又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う主任専門研究員の職務	106	52.0	主任専門研究員	9	主任級
				主任専門学芸員	2	主査級
				主査専門研究員	40	主任主査級
				上席専門研究員	32	
				上席専門学芸員	4	担当課長級
				研究センター部長	8	
研究センター室長	10					
				県北農業研究所次長	1	
				計	106	
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 3 特に規模の大きい試験研究機関の部長の職務 4 首席専門研究員の職務	22	10.8	内水面水産技術センター所長	1	総括課長級
				研究センター副所長	4	
				農業研究センター部長	4	
				県北農業研究所長	1	
				畜産研究所次長	2	
				首席専門研究員	10	
				計	22	
5級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 高度の知識経験を必要とする試験研究機関の長の職務 3 特に規模の大きい試験研究機関の副所長の職務	5	2.5	研究センター所長	3	副部長級
				畜産研究所長	1	
				所付(副部長級)	1	
				計	5	
合計		204	100.0			

6 医療職給料表 (1)

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主査級	9	50.0
総括課長級	2	11.1
副部長級	6	33.3
部長級	1	5.6
合計	18	100.0

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	医療業務を行う職務	0	0.0		計0	
2級	1 広域振興局又は保健所の課長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務 3 医務主幹の職務	6	33.3	医務主幹	4	主査級
				室付 (主査級) 課付 (主査級)	1 1	
				計	6	
3級	1 本庁の総括課長又は課長の職務 2 広域振興局の保健福祉環境技監の職務 3 広域振興局又は保健所の高度の知識経験を必要とする課長の職務 4 高度の知識経験を必要とする医務主幹の職務	4	22.2	課付 (主査級)	1	総括課長級
				医務主幹 保健福祉環境技監心得	2 1	
				計	4	
4級	1 本庁の医務担当技監又は高度の知識経験を必要とする総括課長若しくは課長の職務 2 広域振興局の高度の知識経験を必要とする保健福祉環境技監の職務	8	44.4	部付 (総括課長級)	1	副部長級
				保健福祉環境技監 部付 (副部長級) 部長	5 1 1	部長級
				計	8	
	合計	18	100.0			

7 医療職給料表(2)

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	57	39.0
主任級	21	14.4
主査級	22	15.1
主任主査級	28	19.2
担当課長級	8	5.5
総括課長級	10	6.8
合計	146	100.0

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階				
		(人)	(%)	職名	(人)					
1級	栄養士の職務	15	10.3	栄養士	2	主事級				
				学校栄養職員	13					
				計	15					
2級	薬剤師、獣医師又は困難な業務を行う栄養士の職務	18	12.3	薬剤師	2					
				獣医師	13					
				栄養士	3					
				計	18					
3級	1 主任薬剤師、主任獣医師又は主任栄養士の職務 2 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 3 特に困難な業務を行う栄養士の職務	25	17.1	薬剤師	2		主任級			
				獣医師	18					
				栄養士	2					
				学校栄養職員	2					
				主任薬剤師	1					
				計	25					
4級	1 主査薬剤師、主査獣医師又は主査栄養士の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師、主任獣医師又は主任栄養士の職務	18	12.3	主任言語聴覚士	1					
				主任獣医師	12					
				主任栄養士	3					
				主任学校栄養職員	1					
				課付(主任級)	1					
				計	18					
5級	1 家畜保健衛生所の次長の職務 2 広域振興局、食肉衛生検査所、保健所又は家畜保健衛生所の課長の職務 3 上席薬剤師、上席獣医師又は上席栄養士の職務	60	41.1	主任診療放射線技師	1	主査級				
				主任作業療法士	1					
				主査薬剤師	2					
				主査獣医師	18					
				主査診療放射線技師	1					
				主査栄養士	1					
				上席薬剤師	5					
				上席獣医師	19					
				上席栄養士	4					
				広域振興局課長	2					
				食肉衛生検査所課長	1					
				家畜保健衛生所課長	4					
				家畜保健衛生所次長	1					
				計	60					
6級	1 食肉衛生検査所又は家畜保健衛生所の長の職務 2 保健所又は規模の大きい家畜保健衛生所の次長の職務 3 広域振興局の室長の職務 4 技術主幹の職務	5	3.4	家畜保健衛生所次長	1	主任主査級				
				技術主幹	4					
								計	5	
				7級	1 規模の大きい家畜保健衛生所の長の職務 2 高度の知識経験を必要とする食肉衛生検査所又は家畜保健衛生所の長の職務 3 保健所又は規模の大きい家畜保健衛生所の高度の知識経験を必要とする次長の職務 4 広域振興局の高度の知識経験を必要とする室長の職務		5	3.4	技術参事	1
家畜保健衛生所長	3									
家畜保健衛生所次長	1									
									計	5
合計		146	100.0							

8 医療職給料表（3）

（1） 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	39	38.6
主任級	23	22.8
主査級	21	20.8
主任主査級	9	8.9
担当課長級	3	3.0
総括課長級	6	5.9
合計	101	100.0

（注） 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

（2） 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	准看護師の職務	0	0.0			主事級
				計	0	
2級	1 保健師、看護師又は困難な業務を行う准看護師の職務 2 高等看護学院の看護教員の職務	17	16.8	保健師	17	主事級
				計	17	
3級	1 主査保健師、主査看護師、主任保健師又は主任看護師（以下「主査保健師等」という。）の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 3 高等看護学院の主任看護教員又は高度の知識経験を必要とする看護教員の職務	23	22.8	保健師 看護師 看護教員 主任保健師	14 1 6 2	主任級
				計	23	
4級	1 困難な業務を行う主査保健師等の職務 2 高等看護学院の主査看護教員又は高度の知識経験を必要とする主任看護教員の職務	17	16.8	看護師 主任保健師 主任看護教員 課付（主任級）	1 9 5 2	主任級
				計	17	
5級	1 広域振興局又は保健所の課長の職務 2 上席保健師又は上席看護師の職務 3 高等看護学院の副学院長、上席看護教員又は高度の知識経験を必要とする主査看護教員の職務	38	37.6	主査保健師 主査看護師 主査看護教員 課付（主査級） 上席保健師 上席看護教員 課付（主任主査級） 広域振興局課長 高等看護学院副学院長 室付（担当課長級）	5 1 6 2 12 4 1 4 2 1	主査級
				計	38	
6級	1 広域振興局の室長の職務 2 保健所の次長の職務	6	5.9	技術主幹	6	総括課長級
				計	6	
	合計	101	100.0			

（注） 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

9 技能職等給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 運転技士の職務	7	2.4	技能員	1
	2 ボイラー技士又は技能員の職務			甲板員	4
	3 電話交換手の職務			操機手	1
	4 甲板員又は操機手の職務			自動車整備士	1
	5 守衛の職務				
	6 作業員、用務員又は調理員の職務				
	7 事務員の職務				
			計	7	
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする運転技士の職務	8	2.7	技能員	2
	2 相当の技能又は経験を必要とするボイラー技士又は技能員の職務			ボイラー技士	1
	3 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務			学校技術員	1
	4 相当の技能又は経験を必要とする甲板員又は操機手の職務			甲板員	2
	5 相当困難な業務を行う守衛の職務			介助員	2
	6 相当高度の経験を必要とする作業を行う労務職員の職務				
	7 相当高度の経験を必要とする業務を行う事務員の職務				
			計	8	
3級	1 数名の運転技士を直接指揮監督する車庫長、これを補佐する副車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする運転技士の職務	62	20.9	運転技士	23
	2 数名の電話交換手を直接指揮監督する電話交換長、これを補佐する副電話交換長又は高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換手の職務			技能員	3
	3 試験船等の船長又は機関長の職務			守衛	2
	4 数名の乗組員を直接指揮監督する甲板長、操機長又は司厨長の職務			操機手	1
	5 高度の技能又は経験を必要とするボイラー技士又は技能員の職務			ボイラー技士	20
	6 高度の技能又は経験を必要とする甲板員又は操機手の職務			介助員	4
	7 相当数の守衛を直接指揮監督する守衛長、これを補佐する副守衛長又は特に困難な業務を行う守衛の職務			学校技術員	5
	8 特に高度の経験を必要とする作業を行う労務職員の職務			甲板員	2
	9 特に高度の経験を必要とする業務を行う事務員の職務			調理員	1
			電話交換手	1	
			計	62	
4級	1 多数の運転技士を直接指揮監督する車庫長又はこれを補佐する副車庫長の職務	19	6.4	ボイラー技士	9
	2 多数の電話交換手を直接指揮監督する電話交換長又はこれを補佐する副電話交換長の職務			運転技士	3
	3 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う試験船等の船長又は機関長の職務			介助員	2
	4 多数の乗組員を直接指揮監督し、かつ、高度の技能又は経験を必要とする作業を行う甲板長、操機長又は司厨長の職務			学校技術員	1
			司厨員	1	
			自動車整備士	2	
			電話交換手	1	

	5 特に高度の技能又は経験を必要とする作業を行う免許所有職員の職務 6 極めて高度の技能又は経験を必要とする作業を行う免許所有職員以外の技能職員の職務 7 多数の守衛を直接指揮監督する守衛長、これを補佐する副守衛長又は極めて困難な業務を行う守衛の職務 8 極めて高度の経験を必要とする作業を行う労務職員の職務 9 極めて高度の経験を必要とする業務を行う事務員の職務				
					計
5級	1 多数の運転技士を直接指揮監督し、かつ、高度の技能若しくは経験を必要とする車庫長又はこれを補佐する副車庫長の職務 2 多数の電話交換手を直接指揮監督し、かつ、高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換長、これを補佐する副電話交換長又は高度の技能若しくは経験を必要とする主任電話交換手の職務 3 極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う試験船等の船長又は機関長の職務 4 多数の乗組員を直接指揮監督し、かつ、極めて高度の技能又は経験を必要とする作業を行う甲板長、操機長又は司厨長の職務 5 高度の技能又は経験を必要とする主任技能員、主任甲板員又は主任操機手の職務 6 極めて高度の技能又は経験を必要とする作業を行う免許所有職員の職務 7 多数の守衛を直接指揮監督し、かつ、高度の経験を必要とする守衛長、これを補佐する副守衛長又は困難な業務を行う主任守衛の職務 8 高度の経験を必要とする主任作業員の職務 9 高度の経験を必要とする主任用務員又は主任調理員の職務 10 高度の経験を必要とする主任事務員の職務	201	67.7	車庫長 副車庫長 運転技士 主任技能員 ボイラー技士 機関長 甲板長 主任介助員 主任学校技術員 主任甲板員 主任司厨員 主任調理員 船長 主任電話交換手 主任自動車整備士 主任運転技士 主任操機手 技能員	1 3 65 34 43 1 2 25 7 1 2 4 1 8 2 0 1 1
					計
	合計	297	100.0		201

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。